

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

岡山国民年金 事案 649 (事案 498 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から46年1月までの期間、47年3月から50年2月までの期間、52年5月から54年7月までの期間、同年9月から55年3月までの期間及び平成8年12月から11年7月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から46年1月まで
② 昭和47年3月から50年2月まで
③ 昭和52年5月から54年7月まで
④ 昭和54年9月から55年3月まで
⑤ 平成8年12月から11年7月まで

昭和40年ごろから平成11年ごろまで、父親等に町役場で私の国民年金の免除申請をしてもらっていたのに、申請免除の記録が無いのは納得できないと申し立てたところ、一部については記録の訂正が認められたが、申立期間のすべてについては記録の訂正が認められなかった。新たな証言や資料は何も無いが、私の元妻が、申立期間について私の父親が免除申請の手続を行った事実を承知しているので確認し、申立期間が国民年金保険料の免除期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年7月15日に払い出されており、この時点では、当該期間にさかのぼって免除申請を行うことができないこと、申立期間③及び④については、特殊台帳の記録から、申立人の52年度から54年度までの未納保険料に係る納付勧奨が行われていることが推認できること、申立期間⑤については、申立人の住所は申立人が主張する住所地がある県とは異なる県にあり、申立てに係る町では免除申請の手続を行うことができない上、住所があった市が保管する国民年金被保険者名簿に未納と記録されていることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年4月1日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われてい

る。

申立人は、新たな証言や資料は何も無いものの、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行った事実を申立人の元妻が承知しているので確認してほしいとして再申立てを行っているが、申立人の元妻の連絡先は不明であり、当該保険料の免除申請手続きを誰が行ったか等について確認できず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 613

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 5 月 20 日まで
② 昭和 24 年 3 月 1 日から同年 4 月 30 日まで
③ 昭和 30 年 8 月 1 日から 33 年 3 月 1 日まで

年金記録問題が社会問題になってから、社会保険事務所で年金記録を調べてもらったところ、三つの事業所に勤務した期間について、脱退手当金が支給されたという記録になっていた。脱退手当金を受給したとされる当時は、厚生年金保険の制度について知らなかったし、脱退手当金を請求した記憶も受け取った記憶もないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人が勤務していたA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 33 年 3 月 1 日の前後約 4 年間に同資格を喪失した女性 18 人（申立人を含む。）のうちの 7 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうちの 6 人は被保険者資格の喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、連絡がとれた同僚の一人は「会社が私の脱退手当金を請求した。」と証言しているとともに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立てに係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 33 年 6 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。